

## 大阪府立東住吉支援学校 高等部 入学者決定について

(学校所在地) 〒546-0023 大阪市東住吉区矢田5丁目1番22号  
TEL (06)-6608-9100

### 1. 設置教育部門

本校高等部には「肢体不自由のある生徒」を対象とするA部門（肢体不自由教育部門）と、「知的障がいのある生徒」を対象とするB部門（知的障がい教育部門）の2部門があります。

### 2. 応募資格

次の各号のいずれかに該当する者

#### (ア) A部門（肢体不自由教育部門）

- ① 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度の者
- ② 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しない者のうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度の者

#### (イ) A部門（肢体不自由教育部門・訪問教育）

- ① (ア)に該当し、重度の障がいをあわせ有するなど、障がいのため通学が困難であり、訪問教育を必要とされる者
- ② 実施要項に定める出願手続に示す書類の他、主治医の意見書を提出する者

#### (ウ) B部門（知的障がい教育部門）

- ① 知的発達に遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度の者
- ② 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しない者のうち、社会生活への適応が著しく困難な者

#### (エ) 両教育部門共通

- ① 本人及び保護者（本人に対して親権を行うものであって、原則として父母、父母いずれかがない場合は父又は母、親権を行う者がいない場合は後見人）の住所が通学区域内（※）にある者。
- ② 令和7年3月に支援学校（特別支援学校）中学部または中学校（これに準ずる学校を含む）を卒業する見込みの者、又は卒業した者、あるいは学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者。

#### ※本校の通学区域

A部門（肢体不自由教育部門）：浪速区、西成区、住吉区、住之江区の一部（南港大橋以南）、東住吉区の一部（地下鉄玉出駅・平野駅を東西に結ぶ線以南）

B部門（知的障がい教育部門）：住吉区、東住吉区、平野区の一部（国道25号線以南）

### 3. 募集教育部門・学年及び人員

教育部門	課程	学年	人員
A部門 (肢体不自由教育部門)	普通課程	第1学年	募集人員は 別途発表
B部門 (知的障がい教育部門)	生活課程	第1学年	

#### 4. 出願手続き

##### (ア) 出願方法

出願は大阪府立学校オンライン出願システムにより行います。郵送による出願は認めません。オンライン出願システムの利用方法等については、府教育委員会のウェブページ（「オンライン出願システム（府立支援学校）」[https:// www.pref.osaka.lg.jp/shisutemu.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/shisutemu.html)）にて確認をお願いします。また、以下の QR コードからもご覧いただけます。



##### (イ) 出願について

出願期間	令和7年1月24日（金）午前9時から1月31日（金）午後2時まで
志願者による 出願登録	志願者情報等の入力期間 令和6年12月4日（水）から令和7年1月31日午後2時
提出書類等	<ul style="list-style-type: none"><li>・調査書（出身学校で作成する。）</li><li>・本人及び保護者の住民票等の写し（過年度生のみ）</li><li>・その他、校長が必要と認める書類の画像等データをオンライン出願システムに登録する。</li></ul>
備 考	入学後、出身校で作成された個別の教育支援計画などの書類を提出していただけます。

※不明な点等ございましたら、在籍中学校や中学部担任を通じてお問い合わせください。